

過年度に緊急支援補助金を受給したことがある方が対象です

緊急支援補助金 申請のご案内（継続申請）

〈支給対象〉 家計が急変したときに授業料の負担を軽減する制度で、次の5つの要件をすべて満たしている場合に対象となります。

県内在住

本人・保護者共に県内在住

父母の一方が単身赴任で県外在住※であっても、世帯が県内にありと認められる場合は対象となります。

※ 海外赴任でも事由と要件を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

県内在学

県内の私立学校に在学

県内設置の私立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）。

事由継続

現在在籍している課程で、**過年度（令和5年度以前）に緊急支援補助金を受給したことがあり、同一事由による家計急変が継続している**

所得制限

所得が一定基準以下

令和6年の年間所得が一定基準額を下回っていること。

給与所得者の場合、令和6年の源泉徴収票等の「**給与所得控除後の金額**」を確認します。

資産制限

資産額が一定基準未満

資産保有額の合計が700万円未満であること。

〈年間所得の確認方法〉 源泉徴収票の場合、★印の箇所を確認します。

- ・「給与所得控除後の金額」が裏面の所得基準額に当てはまるかご確認ください。
- ・「家族の人数」（申請時の保護者及び扶養親族を合わせた人数）によって、所得基準額が異なります。
- ・兄弟姉妹がいる場合は、生徒一人ずつ申請することができます。

住所又は居所		給与所得の源泉徴収票		所得控除の額の合計額		源泉	
★給与所得控除後の金額	別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	千	円	千	円
			★				
控除対象配偶者	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		16歳未満	障害者		

自営業等で、申請時に源泉徴収票がない場合、確定申告等で、別途計算します。

提出する書類等でご不明な点があれば、在学している学校、又は神奈川県私学振興課までお問合せください。

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

<所得基準額・補助額>

所得基準額 (小・中学校共通)	家族の人数					補助額 過去に認定された 補助額と同額 ※
	2人	3人	4人	5人	6人	
	243万円以下	284万円以下	324万円以下	365万円以下	406万円以下	

- ※ 区分1として認定されている場合…168,000円
区分2として認定されている場合…149,000円
区分3として認定されている場合… 90,000円

<資産の範囲>

対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険

<申請に必要な書類>

1～4すべてをご用意の上、学校が指定する期日までに学校にご提出ください。
2～4の書類はすべてコピーで構いません。

1 申請書 : 学校で用意していますので、お問合せください。

2 過年度に緊急支援補助金の認定を受けたことを証明する書類 :

認定年度に学校から受領した認定通知

3 令和6年の所得を証する書類

●**就職している期間がある場合** : ①～②のいずれか

① 令和6年の「源泉徴収票」

② 勤務先の会社が発行した、令和6年の「給与支払証明書」

※勤務先の会社の発行が学校が指定する期日以降となる場合は、学校に御相談ください。

●**無職の期間がある場合** : ①～②のいずれか、又は両方

① 「雇用保険受給資格者証」

必ず全ページ提出してください。12月中も雇用保険受給中であれば、12月の認定日が確認できるものも必要です。

② 「申請者の状況報告書」（様式は学校から受領してください。）

※①と②の両方が必要な場合もあります。例）1～6月のみ雇用保険受給、7～12月は無職など

●**就職している期間と無職の期間の両方がある場合**

「●就職している期間がある場合」と「●無職の期間がある場合」に掲げた書類の両方が必要です。

4 家族の人数が確認できる書類 : ①～③のいずれか

① 「源泉徴収票」

② 「健康保険証貼付台紙兼扶養誓約書」

③ 「住民票」